

石巻市長

亀山 紘 殿

第 3 次

陳情書

2014 年 3 月 27 日

石巻住まいと復興を考える会連絡協議会

2014年3月27日

陳情書

石巻市長
亀山 紘 殿

石巻住まいと復興を考える会連絡協議会

代表委員 阿部慎一
生出安則
大内岩雄
佐立 昭
鈴木 実

はじめに 石巻市の震災の様相と石巻の住まいの復興へ強い危惧

被災から3年が経ちました。この間の懸命の御尽力に対してあらためて敬意を表するものです。

震災復興事業は「復旧期」を経過し、来年度からは「再生期」を迎えます。

石巻市が復興基本計画に掲げた「世界の復興モデル都市」の目標は果たしてその実現に向かって近づいているのでしょうか。被災者の暮らしや住まい、まちづくりが希望の持てるものになっているのでしょうか。今その具体的検証が求められております。

私たち住まいと復興を考える会連絡協議会は、被災3週年の節目にあたり、生活再建、その中心的課題である住まいに関する被災者の意見・要望をまとめ、第3回目の陳情を行なうものです。

石巻市の被災状況は旧石巻を中心とする市街地、三陸リアス海岸の特徴を持つ半島部や旧雄勝町など、実に複雑な様相を呈している中で、特に、本庁地区は「都市型津波災害」ともいわれ、平野部に広がった人口の密集する市街地・住宅地、産業施設が大規模に被災し、その復興の道筋はこれまでの震災（奥尻、玄海、阪神・淡路、中越震災など）には経験のなかった問題が明らかになってきています。

その象徴的事例は、激しい被害を受けているにもかかわらず「白地地区」として復興事業から除外されてきた広範な地域の存在、「可住地」の主体的復興事業として行われている「被災市街地土地区画整理事業」が一部地域で住民合意が成立しないまま、事実上「白地地区」になり、実施区域でも所有地の買い取り希望者が少なからず出ていることなど、全体として石巻の復興の将来におおきな不安を残したままの復興事業の進行があげられます。

私たちは第2回の市長陳情（2013年3月29日）において、石巻の被災の実状に見合った復興事業の見直しを求めて参りましたが、「再生期」に向かう今、ますますその必要性が明らかになっているのではないかと思います。

こうした観点に立って、以下の陳情を行ないますので、石巻市はもとより、国（復興庁）や宮城県に対しても私たちの陳情の趣旨を伝え、市長からも強く働き掛けていただくよう要請するものです。

第一、津波から生命を守る安全・安心のまちづくりのために

石巻湾沿岸の被災者が元の居住地に住むかどうかを決めるうえで、その前提となる最大の問題は津波に対する安全・安心のまちづくりです。

「危険区域」とされ集団移転の対象となっている地域以外でも、広範な市街地・住宅地はたくさんの死者をだし、巨大な津波に襲われた生々しい記憶が残っているところであり、元に戻ることを躊躇する住民が少なくないことが明らかになってきております。

本来、復興の原点である「一日も早い元の生活への復帰」が大きな困難に直面しているのが現実です。以上の観点から、この事態を打開するために以下のことを要望します。

1. 防潮堤、二線堤（高盛道路・防災緑地）のなどの「多重防御」といわれる構築物の有効性と限界の丁寧な説明を行ない、住民の不安を取り除くこと。必要によっては危険区域（非可住区域）の拡大や、多重防御による減災対策以外にも、「甚大被災地区再生対策事業」（仮称）などにより、自分の所有地に住めるような住環境の整備など必用な対策を講じること。

なお、住民への説明にあたっては、「津波シミュレーションの結果と多重防御施設の関連の分かる説明書」「防潮堤に関する詳しい説明書（高さ・法面・幅の分かるもの）」「防災緑地の説明書」等の資料を示すこと。

2. 防災無線、避難路、避難ビル、避難ビルを兼ねた公営住宅、避難塔、防災訓練など、安心して住めるまちづくりについて、住民同士が話し合う場を作り、住民の声を反映させた防災体制・避難体制とまちづくりをすすめること。
3. 沿岸部の多くは地盤沈下により、海水の浸水対策のみならず、大雨があった場合の排水など従来からあった不安があります。盛土や排水などの地盤沈下対策に万全を期すること。
3. 「津波避難計画」は住民参加を基本に、住民の話し合いをもとに仕上げること。
4. 重症心身障害者、体の不自由な高齢者の避難対策は特に重要課題として位置付け、市の「要援護者避難支援連絡会議」等を機能させ、「縦割り」などの弊害を取り除く体制を普段から強化すること。避難施設は障害者に配慮した施設にすること。

第二、自宅（持ち家）再建を後押しし、石巻の住宅地・市街地の復興を促進する事業を行なう事。

【新規要望事項】

1. 金融機関の融資が受けられなくて資金確保が困難な人にも借入できるような「公的

- 基金制度」(仮称)などを工夫し、融資条件を緩和して自宅再建を後押しすること。
2. 土地が狭かったり、建築費の節減などに役立つ「共同住宅」などの自宅再建支援メニューを研究し実現すること。
 3. 特に元の地域に戻る希望者の少ない地域に対しては「可住地」として放置するのではなくて、住民の話し合いを土台に、復興事業の一環として「甚大被災地再生対策事業」(前出)を実施する事。
 4. 重症心身障害者・児の入所・支援施設を石巻地方にも設置すること。
 5. 被災市街地土地地区画整理事業において、土地財産価値の上昇によって償われるとされる「減歩」は被災地の実態とは合わないので、極力減らす工夫をおこなうこと。

【継続要望事項】

1. 被災者生活再建支援法を改正し支給限度額の大幅引き上げ、適用条件を緩和するよう、国に働きかけること。
2. 住宅二重ローン対策は被災者にとって使いやすいものにすること。

第三、被災者に大きな経済的負担をかけない防災集団移転事業を

1. 被災者に大きな負担となる元居住地(移転促進地域)の土地の買い上げ価格と移転先(住宅団地)の分譲価格に著しい差をつくらないこと。
2. 危険区域以外でも移転を希望する被災者に対しても、集団移転地への移転をみとめ、防災集団移転に準じた支援を行うなど、柔軟な対応で被災者を救済すること。
3. 集団移転地のまちづくりには移転者の意見が反映するよう、市(コンサルタント会社)と住民の話し合いの場を早くから準備すること。
4. 災害公営住宅を含むまちづくりについては、入居者や地域住民が参加する話し合いや、アンケートなどによる意見集約を行ないながら進めること。

第四、災害公営住宅の家賃を被災地の実状に合ったものにすること。建設にあたっては被災者の要望を取り入れること。

「事前登録」の結果は、予想を超えた災害公営住宅入居希望者がいることが明らかになりました。入居までまだ数年かかる状況ですから、まだまだ変動があるのは避けられないものと思われませんが、実際に入居の意思を固めるうえで、以下の事項が重要な要因となるので早急な見直しを求めるものです。

【新規要望事項】

1. 災害公営住宅の家賃の設定においては、震災以前の公営住宅供給の考え方ではなく、「甚大なる被災をした地域の人々の生活の再建を援助すること」を基本にした設定にすること。
2. (追加) 希望者全員が入居できるように全力を上げること。県に対しても県営住宅の早期着工を強く働き掛けること。
3. 戸建て木造の公営住宅の建設整備を増やすこと。
4. 仮設住宅からの引っ越しに当たっては、空調設備、照明器具、カーテンなど再利用の可能な器具類は供与することを早急に決定すること。
5. (追加) 災害公営住宅の本登録にあたって生ずる可能性のあるミスマッチ（場所、部屋数、ペットなど）解消にあたっては柔軟に、丁寧に行い、納得づくの登録ができるよう最善を尽くすこと。

【継続要望事項】

1. 家を失ったにもかかわらずローンが残っている入居者の家賃に配慮すること。
2. 公営住宅の設計にあたっては、高齢者や障害者の福祉対策や、住宅内と地域におけるコミュニティの確保などに配慮を行うこと。
3. 災害公営住宅の追加建設にあたっては、県が大きな役割りを果たすよう知事に要望すること。

第五、長引く仮設住宅（見なし仮設住宅）、生活での心身疲労、自宅避難者の居住環境の整備などの対応を急ぐこと。

【継続的要望事項】

1. 医療費・介護保険料等の自己負担減免など、被災者への支援打ち切りを生活再建のめどがつくまで行わないこと。
2. 仮設住宅期限を細切れに出さないこと。
3. きびしい環境での生活が長引く中で健康状態の悪化が進んでいることを重視し、巡回や検診活動などを強化すること。
4. 見なし仮設住宅居住者に対しても仮設住宅と同等の支援を行なう事。

＜自宅避難者に対する要望＞

1. 行政の支援体制を強化し、相談活動を充実させ、自宅避難者の声が行政に届くようにすること。
2. 活動が困難に陥っている町内会に対する支援を強化し、住民参加を促し、町内会などが避難者の援助ができるように支援をつよめること。
3. 住宅修繕費用など実態に合った支援を行う事。
4. 道路・側溝整備、街灯、危険物の除去などへの迅速な対応をすること。

第六、町内会など、地域での話し合いをうながし、被災者の声を反映させ、住民参加の復興とする行政の特段の努力と支援を

私たちは、「被災者との話し合いの遅れが復興の遅れをきたす」との思いで、これまでも被災者同士の話し合いの実現に取り組む中で、石巻の最大の困難は、地域のコミュニティが破壊され、地域の話し合いすらできないことにあることを指摘してまいりました。

その後、住民自身と市の努力により改善がみられ、復興推進地域以外でも住民の地域での話し合いが進み始めたことは喜ばしいことですが、なお、以下の点での行政の支援を強めるよう要望するものです。

【新規要望事項】

1. 「東部復興まちづくり計画策定支援事業」について
 - ①この間行なってきた東部地区住民の「意見交換会」を発展させ、「復興まちづくり計画」に活かせるよう事業を継続すること。
 - ②行政に対する要望・意見も丁寧に議論し、それを活かす努力を行なうこと。
2. 復興推進地域でありながら、住民参加のまちづくりの話合いのない地域への支援
釜・大街道地区や湊地区の「土地区画整理事業」が見送りとなった地域においても、まちづくりについての住民の話合いの支援と必要な事業を行なうこと。
3. 障害者や高齢者、子どもなどが地域とのつながりを深め、お互いさまで助け合うまちづくりを促進するために、町内会役員、民生委員、社会福祉協議会、老人会、消防団、介護・福祉施設、住民グループやNPOなどなど「地域の人的資源」といわれるあらゆる人々が参加できるように、行政自身も縦割りの仕事だけでなく、地域の力を生かす支援を強めること。
4. 避難訓練には原子力災害に対応する避難訓練も早期に具体化すること。

【継続要望事項】

1. 全国の大学研究室や、建築士などの専門家団体、その他あらゆる方面に支援を求め、町内会単位に復興に向けての住民の話し合いに専門家が相談にのれるよう、態勢を急いで整えること。コンサルタントなど行政を補助する体制をさらに強化すること。
2. 自主的に会合を始めている町内会に人的・財政的援助を行うこと。

第七、女川原子力発電所の再稼働などについて

1. 女川原子力発電所の再稼働には同意しないこと。
2. 原子力災害防災計画は女川原子力発電所の再稼働を前提としないこと。
3. 原子力災害の避難訓練に早期に取り組むこと。

以上に対する回答は2014年5月末日までに書面でお願いします。